

公募型随意契約の概要について

1 主旨

緊急を要する災害復旧工事等については、「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急の必要により競争入札に付することができないとき」及び「公共工事に係る随意契約ガイドライン」に基づき随意契約により契約を締結しており、見積人は発注者が選定している。

しかし、東日本大震災等に係る災害復旧工事に関しては、大規模な災害復旧工事が多数発生することから、見積人の選定方法について、より透明性、競争性、公正性を高める必要がある。

このことから、予定価格が一定金額以上（原則として一般土木と建築工事は5億円以上、その他工事は3億円以上）の大規模な災害復旧工事を対象に、迅速性と、より透明性、競争性、公正性を確保するため、参加希望者を広く募る公募型随意契約により対応することとした。（予定価格が5億円未満でも一定金額以上であれば準用可）

また、この公募型随意契約においては、特定JVでの参加を認める福島県復興JVを取り入れることで、県内企業が県外企業の技術力等を活用して大規模工事に対応できる枠組みを整え、入札不調対策も図ることとした。

2 見積人の選定方法

予定価格が原則として5億円以上となる緊急を要する災害復旧工事においては、一定の条件を付して見積人を公募する。

一定の条件については、①地域要件、②格付要件、③企業の技術力（実績）、④配置予定技術者の技術力（実績）とし、工事内容により条件を設定している。

3 契約の方法

予定価格5億円以上の工事については、議会の議決を必要とする契約であるため、仮契約を締結し、議会の議決後、本契約へ移行する。

4 公募型随意契約と条件付一般競争入札等との違い

【施工者決定までの迅速化】

公募型随意契約の場合、短期間で施工業者を決定することができ、1日でも早く地域の安全等を確保することができる。

	20日	40日	施工者決定までの期間
総合評価（標準型）			約60日
条件付一般競争（価格競争）			約40日
公募型随意契約			約20日